

第2期別杵速見地域広域市町村圏事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
点検評価結果（令和5年度実績）

「第2期別杵速見地域広域市町村圏事務組合地球温暖化対策実行計画（令和3年度～令和12年度）」に基づき、令和5年度に実施された当組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の点検及び評価を実施したので公表いたします。

本計画では、当組合の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの総排出量が51,175.0tCO₂であった平成26年度を基準年度として、計画期間終了年度である令和12年度には、年度あたりの総排出量を3,765.0tCO₂（7.4%）削減し、47,410.0tCO₂とすることを目標としています。

なお、当組合の温室効果ガス総排出量の約98%は藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却に伴うもので、当組合の事業においては、「ごみ焼却によって排出されるCO₂の削減」が温室効果ガス総排出量の削減に最も大きく影響します。

《総排出量について》

令和5年度の当組合の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量は33,919.1tCO₂で、平成26年度の総排出量51,175.0tCO₂と比較して17,255.9tCO₂（33.7%）の減少となりました。令和12年度の目標として設定した47,410.0tCO₂と比較しても、13,490.9tCO₂（28.5%）少なくなっています。

排出量減少の最も大きな要因は、藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却から発生する温室効果ガスが減少したことです。

当組合の温室効果ガス排出量についてまとめると下表のとおりです。

※ 本計画で削減対象としている温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められた7種類のガスの内、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）で、メタン及び一酸化二窒素については、地球温暖化係数を乗じてCO₂換算を行い合算しています。

温室効果ガス排出量

単位：tCO₂

		平成26年度 （基準年度）	令和4年度 （計画2年目）	令和5年度 （計画3年目）	令和12年度 （計画最終年度）
ごみ焼却分	藤ヶ谷清掃センター	50,166.0	31,360.5	33,408.1	46,805.0
ごみ焼却以外 の活動	秋草葬斎場	1,009.0	439.6	509.9	605.0
	藤ヶ谷清掃センター		1.2	1.1	
合計		51,175.0	31,801.3	33,919.1	47,410.0
温室効果ガス総排出量の対基準年度比			62.1 %	66.3 %	92.6 %
温室効果ガス総排出量の対基準年度削減率			▲37.9 %	▲33.7 %	▲7.4 %

《ごみ焼却分について》

ごみ焼却により発生する温室効果ガスについて、計画では基準年度である平成26年度の50,166.0tCO₂から3,361.0tCO₂（6.7%）削減することを目標としています。

令和5年度のごみ焼却から発生した温室効果ガス排出量は前年度比ではわずかに増加し33,408.1tCO₂

ですが、基準年度との比較では昨年度に引き続き 16,757.9tCO₂ (33.4%) と大幅に減少しています。令和 12 年度の目標として設定した 46,805.0tCO₂ と比較しても、13,490.9tCO₂ (28.6%) 少なくなっています。

減少の要因として、構成市町においてごみの減量化が、一過性でなく継続的に推進されていることにより、焼却に伴い多量の CO₂ を排出するプラスチック類の焼却量が引き続き減少していることなどが影響していると考えられます。

今後も計画に基づき、藤ヶ谷清掃センターの管理運営を委託する事業者に対し、より効率的な施設運営による温室効果ガスの排出抑制の取組を求めます。また、構成市町と連携しながら、プラスチック類の減量・資源化を促進することにより、ごみの減量化やごみ質の改善に努めるとともに、ごみ焼却の際に発生する温室効果ガス排出量の削減を目指します。

《ごみ焼却以外の活動について》

ごみ焼却以外の活動により発生する温室効果ガスについて、計画では基準年度の 1,009.0tCO₂ から 404.0tCO₂ (40.0%) 削減し、605.0tCO₂ とすることを目標としています。

令和 5 年度のごみ焼却以外の活動により発生した排出量は 511.0tCO₂ であり、基準年度と比較して 498.0tCO₂ (49.4%) の減少となりました。令和 12 年度の目標として設定した 605.0tCO₂ と比較しても、94.0tCO₂ (15.5%) 少なくなっています。

減少の要因として、主に秋草葬斎場の運営に伴い発生する温室効果ガスが減少したことが考えられます。

秋草葬斎場では、令和 3 年 8 月に改修事業が完成し、火葬炉の性能が向上したことや、燃焼効率などを考慮し火葬炉を使用してきたことによって、灯油の使用量が減少しており、基準年度と比較してエネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

《まとめ》

令和 5 年度の実績から分かるように、当組合の事務事業における温室効果ガスの排出量は、藤ヶ谷清掃センター事業におけるプラスチック類ごみ焼却量に大きく影響されます。

2050 年における温室効果ガスの排出を社会全体としてゼロにする「カーボンニュートラル宣言」が 2020 年の臨時国会で行われていることから、温室効果ガスの排出量を可能な限りゼロに近づけていく必要があります。

改正プラスチック資源循環促進法が令和 4 年 4 月 1 日に施行されたことを踏まえ、法の趣旨に基づいて一般廃棄物中に含まれる廃プラスチック類の減量・資源化に関する取組を構成団体と協力しながら推進していくとともに、組合の事務事業全体でも計画に基づいた温室効果ガス削減の取組を推進していくことで、地球温暖化対策を実施していきます。